

2023 年 11 月期全塾協議会定例会議事録

2024 年 1 月 28 日

全塾協議会

全塾協議会規約 第 22 条第 1 項に基づき、2023 年 11 月 18 日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2023 年 11 月期全塾協議会定例会
場所	対面(日吉キャンパス 第四校舎 A 棟 J446 教室)・オンライン(Zoom)併用
日時	2023 年 11 月 18 日 13:00~18:00

塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表	山田健太
	事務局長	佐々木菜緒
	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長代理	山本琉仁
	体育会本部 主幹	野田稜雅
	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長代理	上原叶大
	全塾ゼミナール委員会 委員長代理	長谷川花
	四谷自治会 会長	藤村悠哉
	芝学友会 会長	荒井大輔
	福利厚生機関本部 代表	村井祐樹

次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	議事部 田畑海登
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事録作成報告	
7. 議事	以下参照
8. 連絡事項	議事部 田畑海登
9. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20231118-01-JSD	塾生代表 山田健太	業務報告	採決なし
20231118-02-JMK	全塾協議会事務局 事務局長 佐々木菜緒	業務報告	採決なし
20231118-03-SKN	選挙管理委員会 委員長 荒井大輔	2024 年度塾生代表選挙開催報告	採決なし
20231118-04-SKN	選挙管理委員会 委員長 荒井大輔	選挙管理委員会細則改正に関する 報告議案	採決なし
20231118-05-TKH	体育会本部 代表 野田稜雅	交代報告	採決なし
20231118-06-SAI	卒業アルバム委員会 財務 北村可奈	独自財源特別支出承認申請	可決（修正）
20231118-07-SGK	芝学友会 代表 荒井大輔	独自財源特別支出承認申請	可決
20231118-08-ZZI	全塾ゼミナール委員会 委員長 三河創太	独自財源特別支出承認申請	可決
20231118-09-JSD	塾生代表 山田健太	2023 年度全塾協議会第二次補正予算に関する議案	可決（修正）
20231118-10-JSD	塾生代表 山田健太	財務制度に係る議案	可決
20231118-11-JSD	塾生代表 山田健太	議会制度に係る議案	可決
20231118-12-JSD	塾生代表 山田健太	執行機関の発令に係る議案	可決
20231118-13-JSD	塾生代表 山田健太	会計年度に係る議案	可決
20231118-14-JSD	塾生代表 山田健太	議事録及び議案資料の公開に係る議案	可決
20231118-15-JSD	塾生代表 山田健太	財務会計規則に係る議案	可決
20231118-16-JSD	塾生代表 山田健太	情報管理規則に係る議案	可決
20231118-17-JSD	塾生代表 山田健太	新規事業助成制度施行規則に係る議案	採決なし
20231118-18-JSD	塾生代表 山田健太	監査規則に係る議案	可決
20231118-19-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会の基本方針に係る議案	可決

20231118-20- JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20231118-21- JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20231118-22- JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に係る議案	可決
20231118-23- JSD	塾生代表 山田健太	執行機関発令制度施行規則に係る議案	可決

2024年1月28日 議事録作成

この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

藤村悠哉

(署名) 藤村悠哉

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

議事部 田畑海登による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料の確認

議事部 田畑海登が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 議長の確認

議事部 田畑海登は、議長不在のため、全塾協議会規約第 10 条に基づき、本会の議長臨時代行の指名を行うこととした。協議の結果、全塾協議会 議会は全会一致で四谷自治会会長 藤村悠哉を議長臨時代行に選出することを可決した。

6. 議事録作成報告

議事部 田畑海登は、以下のように議事録作成報告を行った。

2023 年 4 月期定例会議事録の作成・公開が完了した。2023 年 5 月期以降の議事録については鋭意作成中である。

7. 議事

(1) 塾生代表 業務報告

塾生代表 山田健太は今月の業務報告を行った。議案資料 20231118-01-JSD にある通り、緊急執行を三件行った。所属団体の交代の承認は 0 件である。交代について、上部団体の中で交代があったが、全塾協議会団体規約に則ると塾生代表の承認は必要でないためカウントされていないと付け加えた。予算執行計画書の承認を 2 件行った。塾生及び慶應義塾大学公認団体との面談を 25 件行った。所属団体等との面談を 10 件行った。慶應義塾大学との面談を 31 件行った。2023 年度全塾協議会予算案作成に向けた会議を 3 件行った。重ねて、報告していた通り性暴力対策ワークショップをオンデマンド化したが、閲覧期限は就任から三ヶ月以内であることを周知するようお願いするとして、本議案を終えた。

(2) 全塾協議会事務局 業務報告

事務局 佐々木菜緒より、事務局の業務に関する報告がなされた。

佐々木はまず伝達事項として、以下の 4 点を挙げた。

- キックオフミーティングを行う方針の決定
- 交代承認後、1 ヶ月を過ぎた時点で旧代表者、財務責任者のアカウントを解除
- 2023 年 8 月期全塾協議会定例会 12 番項にて決定された、ポケットティッシュの無料頒布の完了

- 団体約款の提出義務の伝達

- i. 総務政策部報告

各種対応を行った。議員との協議を行った。事務局各種ツールのデータ移行に関する検討及び方針策定を行った。所属団体の規約規則回収及び確認を行った。性暴力対策ワークショップのオンデマンド化に関する PR を行った。事務局及び部の役割に関する各種検討を行った。事務局内保管書類の一部溶解処分に関する検討を行った。事務局業務のマニュアル化促進を行った。情報管理規則の改正に関する検討を行った。全塾協議会広報のティッシュ配布の所管を行った。

- ii. 議事部報告

各種対応を行った。議会準備・運営を行った。議事録作成を行った。議事録確認を行った。登記情報フォームの催促を行った。議決書作成を行った。議会システムに関する検討を行った。議事録の種類に関する検討を行った。議案資料の公開に関する検討を行った。議案資料テンプレートに関する検討を行った。

- iii. 財務部報告

各種対応を行った。予算関連作業を行った。交付金関連作業を行った。財務管理システム(Kintone)関連作業を行った。財務管理の手引き関連作業を行った。財務会計規則に関する検討を行った。会計年度に関する検討を行った。

- iv. 広報部報告

各種対応を行った。全塾協議会 HP 更新・X でのポストを行った。全協全書【所属団体紹介】の準備を行った。全塾協議会 HP のリニューアル検討を行った。今後の広報活動に関する検討を行った。全塾協議会所属団体主催行事への参加・広報活動を行った。

- v. 事務局長報告

各種対応・協議を行った。人事調整及び入局希望者対応を行った。塾生代表との協議を行った。議員との協議を行った。大学理事・学生部との各種連絡を行った。議事録確認を行った。議案資料作成を行った。財務管理システム(Kintone)整備を行った。財務管理の手引き改訂作業を行った。所属団体・特別委員会対応を行った。事務局情報管理に関する検討を行った。

人事に関して、新規採用者 2 名の登用、退局者 2 名を報告し、本議案を終えた。

(3) 選挙管理委員会 2024 年度塾生代表選挙開催報告

選挙管理委員会より 2024 年度塾生代表選挙開催報告が上程され、選挙管理委員会代表 荒井大輔は議案資料 20231118-03-SKN に記載の通り説明を行った。

山田は選挙管理委員会の発足に伴い、予算案の承認をしており、これを基にして選挙管理委員会は実働していくと補足した。重ねて、今年は第 3 代塾生代表である前田じん氏が立てた方針に則り、はがきの郵送を廃止する旨を述べた。これは元々廃止する方針であり、現在までコロナ禍の影響を受け臨時に継続していたものである。しかし、2023 年 5 月 8 日をもって全塾協議会はコロナ禍を終息したと判断し、はがきの郵送を停止することを決定した、と述べた。荒井は立候補予定者説明会を 11 月 21 日、選挙期

日の予告を 28 日に行うと述べ、本議案を終了した。

(4) 選挙管理委員会 選挙管理委員会細則改正に関する報告議案

選挙管理委員会より選挙管理委員会細則改正に関する報告議案が上程され、選挙管理委員会代表は議案資料 20231118-04-SKN に記載の通り説明を行った。

荒井は選挙管理委員会細則を全て改正したと述べた。山田は選挙に用いる標語に関して、文字数の制限については別途定めるのか、また資料 4 ページ 2 項の 3 号に記載がある「選挙管理委員会による広報に用いる標語」には動画写真も該当するが、これは提出する側の権利として規定されている認識でよいか尋ねた。

荒井は後者に関しては肯定し、その内容の制限に関しては検討するとして、本議案を終えた。

(5) 体育会本部 交代報告

体育会本部より交代報告が上程され、体育会本部主幹 野田稜雅は議案資料 20231118-05-TKH に記載の通り説明を行った。

体育会本部主幹が前任の田村秀章に代わり、新任として野田稜雅が就任した。野田は体育会での不手際について謝罪した。また今期からは財務の人員強化と団体運営の社会人の関与など組織の健全化に努めると述べた。

体育会本部財務担当が前任の荻田晃大に代わり、新任として玄蕃智也が就任した。

最後に元体育会本部主幹 田村秀章は昨年度の体育会の不手際について重ねて謝罪し、新任をよろしく願いたいと述べて、本議案を終えた。

(6) 卒業アルバム委員会 独自財源特別支出承認申請

卒業アルバム委員会より、独自財源特別支出承認申請が上程され、卒業アルバム委員会財務 北村可奈は議案資料 20231118-06-SAI に記載の通り説明を行った。

事務局長 佐々木菜緒は、1 の算出根拠について詳細を尋ねた。それに対し北村は、渋谷を直通運転であるが路線が切り替わるため記載していると回答した。また、佐々木は 1 と 4 について価格に差が生じていることについて理由を尋ねた。それに対して北村は鷺沼駅からは定期を所持していたためであると回答した。

塾生代表 山田健太は飲食に係る支出について、事後承認であるから、詳細な内容を記すことが可能ではと尋ねた。それに対して北村は確認をしていない旨を回答した。また、今後記述が必要であるかを尋ねた。それに対して山田は事後の場合は必要であると回答し、実際の支出が卒業アルバム委員会が支出基準として定めている 600 円丁度ではない可能性が高いことが懸念点だと補足した。さらに山田は、領収証が財務で確認されている支出項目はどれか確認した。それに対して北村は 3, 6, 7, 8 号であるとし、申請内容を 3, 6, 7, 8 のみに修正した。

全塾協議会 議会は修正案を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(7) 芝学友会 独自財源特別支出承認申請

芝学友会より、独自財源特別支出承認申請が上程され、芝学友会代表 荒井大輔は議案資料 20231118-07-SGK に記載の通り説明を行った。

塾生代表 山田健太は、申請金額について全体的に高い水準である理由について尋ねた。それに対して荒井は、飲料代については薬学部の必修等でコンビニ等での購入であると間に合わない可能性があるとし、自動販売機で購入をすることになった場合でも予算内とするためであると回答した。また、お花代については例年通りの水準を維持するため、お菓子代についても全ての候補が予算内になるようにするためであると回答した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(8) 全塾ゼミナール委員会 独自財源特別支出承認申請

全塾ゼミナール委員会より、独自財源特別支出承認申請が上程され、全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は議案資料 20231118-08-ZZI に記載の通り説明を行った。

塾生代表 山田健太は楽屋にかかる備品費のうち、全身鏡について必要性を確認した。それに対して三河は、先方から用意をすることを求められている旨を回答した。

事務局長 佐々木菜緒は飲食費のうち、お弁当代について高い水準である理由を尋ねた。それに対して三河はその他の支出を極力抑制している点等から妥当であると回答した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(9) 塾生代表 第二次補正予算に係る議案

塾生代表 山田健太より、第二次補正予算に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-09-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は、選挙管理委員会の部分の変更はないと議案を修正した。また山田は、以下のように補足した。

内容について、共済部解散に伴う移転資金で収入の部門に 3,260,007 円が計上された。湘南自治会の支出部門について、記載額に 1000 円の誤りがあったため、948,611 円から 949,611 円に変更をさせていただいた。こちらの増額については特段項目が変わったわけではなく、事務的な手続きの関係上計算ミスが生じたためである。

全塾協議会 議会は修正案を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(10) 塾生代表 財務制度に係る議案

塾生代表より、財務制度に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-10-JSD に記載の通り説明を行った。また山田は、以下のように補足した。

検討会にて、執行機関内に塾生代表の予算編成および予算監督業務の補助機関を設置することに係る方針を検討した。検討会の構成員は議案資料に記載の通りである。検討会の結論としては、公選議員の導入に伴う役員制度が設置されるという方針になることを念頭に、財務担当役員を中心に財務室なる組織等を設置し、全塾協議会の財務に係る事項の常務をそこで取りまとめをするということである。

全塾協議会事務局財務部と財務室の違いについて、全塾協議会事務局財務部は事務局内にある機関の

ため決定権は有しておらず、当然に議会並びに塾生代表の決定に則り書類の作成や管理を行うのが役割であるが、財務室は担当の当該役員が設置されることも踏まえ、一定の決定権を有する。特別支出承認が最終的に塾生代表の専決事項になったことを受け、必ずしも塾生代表が全てをチェックするのではなく、軽微な内容であれば原則として財務室が許可をするというような方針になった。そうであれば、わざわざ塾生代表が判断する必要はないだろうということで、財務室の担当役員等で責任を持ってそれについては承認をするというようなことを決定した。

また予算監督等の監査権については、今後新しく設置される公選議員の導入を念頭に、役員会が所属団体全体に対して監査をし、役員会に対しては公選の人によって構成される議会が行うということを念頭にしている。検討会の結論は全て公選議員の導入が行われた後に施行されるということになるので、あくまで速やかに実施されるものではない。しかし、基本方針として案を出したので、議員の皆様からご承認いただけるようであれば随時この方針で各種制度を進めていく次第である。追加の検討会は本件については不要であると判断している。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(11) 塾生代表 議会制度に係る議案

塾生代表 山田健太より、議会制度に係る議案が上程された。

山田は、資料の通りになるが、こちらについても検討会を開催したとし、公選議員の定数に関して、従前の議論だと 3 という数字が現実的であろうという検討結果になっていたが、5 としないことには議会として成立し得ないだろうという結論になったと説明した。また、公選議員の選挙においては、塾生代表選挙の際に発生する投票率による選挙成立要件は設けないが、逆に当選要件のほうに有権者の 100 分の 1 という基準を設けることにしたと述べた。この 100 分の 1 の要件というのは、歴史的に全塾協議会において一定の民意の判断基準としてきたものであり、それは全塾協議会規約の第 20 条にある、「一般の塾生がこの議会において発議をするための要件として 100 分の 1 の署名を持って行える」というものとした。一般的に申し上げるとおよそ 280 名だとし、その署名を持ってできるとしてきたことを勘案すると、公選議員においても 2 票や 3 票で当選するのはさすがに問題があるであろうということでそういった要件を設けたと説明した。ただ、そうすると、おそらく計算の早い方であればお気づきになられたかと思うが、100 分の 1、つまり $280 \times 5 = 1400$ 票が最低でも必要になると述べた。また当然に綺麗に 5 分割されるわけではないので、3% 持っていく人や 4% 持っていく人が現れると、5 名が 280 票を獲得するというのが一発で起こる可能性は低いかもしれないと見解を示した。

そういった場合において、補欠選挙の実施要件を簡便なものとして、定員を割った場合には速やかに実施をするという方針で我々としては検討会の結論としたと述べた。速やかに補欠選挙を行うことによって、本選挙でも投票した方が補欠選挙で投票できてしまうことによる民意の偏りが生じるのではないかという問題については、一般の日本国において行われる選挙において、補充ないし補欠と呼ばれる選挙においては本選挙での投票した人を排除するといった要件は設けていないことを勘案し、現時点においてはそういった点については問題ないものとする判断したと補足した。

また、現在の議員すなわち上部団体の代表者については、執行機関側のみというような形で整理したとした。3 回実施した検討会の内容をそれぞれ併記しているとし、定めきれなかったと書いてある部分については 2 段落下のほうで定めてはいるのでそちらもついて今から説明すると述べた。

上部団体については、全塾協議会の規約を改めて解釈すると、特段に特定の塾生を代表して発言をするということについては、明記はされていないという結論に至ったとし、あくまで上部団体というのは全塾協議会の規約によって定められているだけに過ぎず、特定の要件によって定められているものではないと説明した。そういった観点から改めて現在上部団体に期待できる役割というのはどういったものなのか、もしくは上部団体の代表者に期待する役割とはどういったものなのかということ再度整理したとした。

その結果を申し上げると、上部団体の代表者は、一定のマネジメント並びに業務遂行能力を有した方であり、団体の性質上、一定の方々の意見集約を行うこと自体は可能である制度の上に成り立っていると位置づけたと述べた。その位置づけに基づいて、上部団体の代表者の役割というのは、重要なことは執行機関内で通常の所属団体以上に全体にかかる事業に努めていただき、執行の分野で活躍をしていただくという形に定義したとした。役員という呼称で定義をしておき、役員会に現在塾生代表が単独で担っている役割を分散し、塾生代表の職務提言並びに全塾協議会全体としての安定性を図るためにこのような処置をとるべきであろうというような結論だと説明した。

想定される役員については、上部団体の代表者および事務局長、そして塾生代表が示した者としたと付け加えた。この塾生代表が示した者というのは、いわゆるこの役員は塾生代表の担っている業務分野を何分割かしていくわけだが、必ずしもその分割したものに対して適切な方が上部団体代表者および事務局長でないケースも存在し得るだろうということを考え、これは一般の市や市町等の副市長の指名権等々と同じであろうと判断し、必要に応じて、その分野のために塾生代表が必要な方を連れてきて役員に指名、任命するということを現在検討に入れているということだと述べた。

役員が専任の主管を設置する分野は、原則として財務、広報、規約規則(法務)、情報技術(IT)、団体業務監査、選挙管理事業、新歓事業、優勝祝賀事業、そして事務局長が担う事務だとした。今述べた分野に重ね、兼務をする形で別途設置する予定の分野としては、三田、日吉、矢上、信濃町、湘南藤沢、芝共立6キャンパスの各キャンパス担当、並びに新規事業の検討、物品管理の担当だとした。これらの分野を設置することで、塾生代表が就任したての時期であろうが塾生代表が任期ギリギリのタイミングであろうが、安定した全塾協議会の執行部の運営をしていくことを念頭に置いていると述べた。

また必要に応じてではあるが、全分野において原則としてそれに応じる部署を設置し、その名前は現時点では分野名に室をつけた何とか室というような形を想定しているとした。当該室の構成については特に決めてないと述べた。

また役員人事について、塾生代表が指名する者と申し上げても、塾生代表の権限集中化を防ぐ文脈もかねて、役員会の過半数を指名したもので超えてはならないというような条件も付したとした。これはいわゆる日本国内閣における国务大臣の規定を参考にしたもので、国会議員が国务大臣を原則として務めるが、首相が指名した場合は民間の方でも務めることは可能であり、その場合においても国会議員が過半数を占めていなければならないという規定があるとし、これと同じようなものだとご認識いただければと思うと説明した。

また上部団体については、改めて規約の中でただ列挙するのではなく、どういった性質を持つ団体なのかということ明記すべきであろうというふうになったため、上部団体の定義については、「全塾協議会内の執行機関にとどまらず、特定の属性を持つ塾生の意見を広範に集約できる傘下団体等の制度を有し塾生代表に対し、十分な政策提言が可能な団体である」と位置づけたとした。これにより、組織的に幅広い意見を集めつつ、さらに政策提言をする人や、それだけのスキル等を有しているであろうと判断され

た団体が上部団体と定義され得ると定義づけた次第だと述べた。

今回、公選された議員 5 名での議会とするという話になったが、現在の議会とは異なり、まさに一般における議会と同じような権限に限定して今後は運営していくことを検討しているとした。検討会の結論としては、原則としていわゆる予算案と役員人事の承認、並びに決算や各種執行期間内における専決事項の認定としたと述べた。規約規則の改廃や設置については、検討会においては決定しきれなかった要素ではあるので、今後の議会並びに検討会の議題とさせていただければと思うとした。

塾生代表と公選議員の役割の差分については、両者ともに公選はされているので塾生の代表であるということについて変わりはないが、民意を基に平時から行われる福利厚生の還元の様々な事業を所属団体とともに舵取りをしていくということが塾生代表の職務と位置づけ、一般の塾生から広く意見集約をし、提言を行うということは公選議員の職務であると位置づけたと説明した。

それに伴って、役員人事の承認となる場合において、役員人事が否決される場合は当然に存在するわけだが、前任者がいる場合はその前任者が引き続き業務を継続するものとし、前任者がいないもしくは卒業等の事情により職務が行えない場合は塾生代表がその職務を行うと定義付けたとした。

以上が本検討会において決まったことになるとし、本検討会の検討議題としては、公選議員導入後の全塾協議会の組織図および議会の構成図を決定するというような趣旨であったが、全塾協議会の組織図というのは何となく皆さんイメージをつけていただけたのかなと思うと述べた。議会の構成図については、現時点においては議会というのは公選された議員 5 名によって成立するという事しか念頭に置いておらず、その配下に何らかの委員会であったり事務局であったりを設けることまでには現在はいたっていないとした。検討会の構成員に関しては記載の通りだとした。この方針で問題ないということであれば、原則としてこの方針でルールを設置していきたいと思うと述べた。

また、規約規則の改廃および発議権については、この場において一定意見集約を行った上で検討会に送らせていただくという形で進めさせていただければと思うとした。特にご希望等がなければ、検討会の構成員は継続という形が好ましいのではないかと考えていると述べた。

まず先に質問と規約規則の改廃および発議権についてご意見を賜りたいとし、前提を申し上げると現状の全塾協議会の規約規則は一般のいわゆる条例というようなものとは異なり、一般の塾生等を制約する趣旨ではなく、どちらかという所属団体の方に対するルールメイクとなっているということがあるとした。そのため、一般の塾生の代表がこういったことをやるべきという趣旨に基づいて何らかの規則を定めるのももちろん趣旨として大きく間違っているものであるとは認識はしないが、同時に、例えば財務会計に関する規則であるとか、もしくはその他監査規則であるとか、実務上のルールに関して、それを塾生の代表として一般の議会の構成員の方が変える必要があるのかどうかについて、議論が残ったというような次第だと説明した。その他については記載の通りだとし、何かご意見、ご質問等があれば随時受け付けるし、規約規則の改廃および発議権については、本日は代理の方や新任の方もいらっしゃると思うので、現時点では十分に検討できていないためこの段階ではご回答は控えたいということでも構わないと述べた。その旨含めて皆様よりご意見を賜り、最終的にその意見を踏まえた上で、検討会に回したいと思うと締めくくった。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、順番に回していきたいと思うとし、まず荒井議員からお願いしてもよろしいでしょうかと述べた。

芝学友会会長 荒井大輔は、いくつか質問があるとしたうえで、まず 1 点目は公選議員の定数は 5 ということで、1 度目で成立しなかった場合に補欠選挙が行われるというような検討になっているかと思う

が、これは5人全員揃うまで議会は成立せず、延々と選挙が行われるという認識かと質問した。

山田は、現時点では、5名揃うまで開催しないのかどうかについては、特段決定はされていなかったというふうに認識はしていると述べた。ただ、先日の議決の決定によると選挙の時期は2024年4月つまり大体4月頃を想定し、公選議員が5月より議会に参画をするというように決定づけられたものと認識しているので、それに基づくと、5月一日の時点においては、5名揃っていないという可能性はあると思うが、もし、現状の制度が維持され議会の開催日が原則として第3土曜という方針が続くようであれば、おそらく5月においては5月18日が対象となるかと思うとし、少なくとも補欠選挙1回を5月一日を超えたとしても行う分の余裕はあるだろうというような検討にはなっているとした。そのため、議会が第3土曜であれば、2回選挙は行われた形で初回の議会を迎えることにはなるであろうと考えているが、現時点においては、ご指摘の通り特段それについて定めたものではないので、必要であればそれは検討会に持ち帰るということでも私としては問題ないと考えていると見解を示した。

荒井は、決まっていなければ構わないとしたうえで、質問の2点目として、上部団体の定義が検討会の結論としてなされているかと思うが、この定義を例えば規約に明記して、それにあたる個別の団体名は特に規約に明記されないというような考えかと質問した。

山田は、一番決まっていないところは、どちらかということと誰がどの権限で上部団体であるか否かをその基準に則って判断をするのかということだと述べた。塾生代表が役員指名権を有しているという点に考えれば塾生代表であるという見解もあったとしたうえで、一方で任命や任を解くことに関しては最終的には公選議員の議会に権限があると考え、公選議員側で判断をするものだとすることもできるが、そういったところについては特段議論をしていなかったと述べた。

ただし、固定をするものではないであろうとそんなにコロコロ変わることももちろんイメージは全くしていないとし、事情に応じて新しい団体が立ち上がったり、古い団体が場合によっては解散したりいろいろ状況変化があると思うので、新たに例えばキャンパスの自治をするというような団体が出来上がれば、そういった団体を上部団体として定義しようというような動きはもちろん出ると思うと見解を示した。

また逆に、当該団体がもう活動できる状態にないということになれば、無理に役員として残し続けるというのはむしろ過剰な負担をその当該学生に強いてしまうので、そういったことにならないように多少の変更が利く形にはすべきだとした。

先日の議決に則ると、規約は今後塾生投票によって改廃されると述べた。規約は我々の憲法、すなわち我々を縛っているものであり、大事なこととしては一般の塾生の意見を聞いてくださいというようなことが書いてあるため、我々が変えることができるのはまずいだろうと述べた。我々の立場から我々は横暴に動きまわるといような決定ができてしまうとまずいというご指摘のもと、規約は引き続き議会等の我々のステークホルダーの中で変えられるものとしつつ、憲法・憲章にあたる規約については塾生の投票で変わるとした場合、規約を変えることは減るのではないかと見解を示した。

そういった中で、先日の議論でもあったように、規約にあまり込み入ったことを書くべきではなくなるとし、むしろ重要な塾生代表や公選議員、議会等の権力対象を制約する文言が書かれるべきであろうという前提に立つと、個別の上部団体名は規約には明記しない可能性はあるのではないかと思いつつ、何らかの形で誰かが決め、それを明記するという瞬間が生まれるのではないかとも思うと述べた。

この後検討会の結論が出るが、執行機関内の令として出される執行令で定義づけられるのか、議会によって決められる規則によって定められるのかについては、暫時決まっていなかった。ただし、一定の変

更余地を残したものではありませんと同時に、この場所を借りてご補足させていただくと、上部団体と定義された団体の代表者に就任したらイコール役員になるかならないか、これは要相談であると認識していると説明した。つまり、これが許されるかどうかは議論の余地があるかもしれないが、何らかの団体の代表者に就いたが全塾協議会の役員に就くモチベーションがないであるとか、もしくはあまり役員に向いていないと塾生代表が判断した場合等については、可能な限り一定の制約条件はもちろん設けようと思っていると述べた。逆に簡単に塾生代表がクビにし出しても困るし、それは趣旨には反するものの、一定柔軟性を持たせようとは思っていると強調した。例えば、就任したてのうちはまだ役員に採用しないでおいて、その団体の代表について2ヶ月ぐらい経ったタイミングで合流をするといった形でも良いのではないかと考えていると述べた。今の議会制度では、上部団体の代表者になるとその瞬間イコールで議会の議員に就任という形だったと思うが、今後は上部団体の代表者になったからイコール即役員就任ということではなく、役員人事の承認というフローが入ることも勘案するとした。つまりご回答としては、両方とも厳密にはこの案の中では想定されていないと締めくくった。

荒井は、質問はとりあえず以上だが、あと何を話せばよかったかと確認した。

山田は、あと1回ほどの我々の方での改正とその後の改善案の作成が済んで以降にはなると前置きしたうえで、規約は一旦どちらかという念头に置かなくていただいていた方がいいが、規則の改廃については先日の検討の結果塾生の投票によって行われると述べた。全塾協議会に様々定められている規則の改廃を公選議員側の議会に設けるべきなのか、もしくは例えば役員会によって発議をされて、公選議員側で承認を得るといようなフローにするのか。もしくは議会側にも発議権はあるけれども役員会の承認を得なければいけないという逆転的な形にするべきなのか。そういった点も踏まえてご意見を賜りたいとした。

荒井は、先ほどからお話のあったように、現行の規則は一般塾生を縛るものではないというものがまず前提としてある点を鑑みると、基本的に塾生の意見を聞いて集約して代表する公選議員にその役割を集中させることはあまりいいことではないとし、そう言うと少し語弊があるが、現実に即していない部分が多分にあると思うので、基本的には役員もしくは塾生代表のほうにその改廃の権限はあったほうがいいとは思っていると見解を示した。ただ、公選議員にその権利を一切与えないというのも変な話なので、発議はできることにしたとしても、役員による承認を必要とし、必ずそれが通るわけではないぐらいの温度感にするのがいいのではないかと述べている。

全塾ゼミナール委員会委員長代理 長谷川花は、まず1点目について質問はないとし、2点目の、検討すべきかどうかというところについては、本日私が代理ということで組織や制度についての理解が不十分というところもあるので、明言は控えさせていただきたいと述べた。今後検討するとした。

藤村は、全国慶應学生会連盟お願いしますと述べた。

全国慶應学生会連盟常任委員会委員長代理 上原叶大は、本日代理で出席していて、こういった会議は初めての参加なので、少し認識の不十分があると思うが、2、3点確認や質問をさせていただくと述べた。まず1点目だが、検討会結論の最後の段落の、議会の権限はというところの専決事項の認定というところに関して、役員会に決議を与えるということだと思うが、これは塾生代表と対立した場合はどちらが優位性を持っているのか気になったと述べた。

山田は、原則としては、そもそも役員会の構成に塾生代表が含まれるとし、おそらくその役員会のトップとして塾生代表がいるということになると述べた。役員会と塾生代表が相反した場合ということで合っているかと上原に確認した。

上原は、そうだと述べた。万が一の話だとは思いますが、もし対立してしまった場合に、この場合一对一の関係にあり、どちらかに優位性がないと一生平行線を辿る可能性が微少な確率ではあると思うが存在すると思うとし、そちらに関して何かしらの議題等が挙がっているかと質問した。

山田は、あくまで役員は塾生代表の権限が分掌される対象であると述べた。つまり、役員は塾生代表から権限をもらっているという構図になるので、役員の権限の大本、源は塾生代表であり、塾生代表からNGが出ることはできないとし、趣旨としてはなり得ないと述べた。それは塾生代表の暴走を招くのではないかという指摘はもちろん一定あるので、現時点では何か重要な決議事項の場合には役員会を必ず開催するというようなことを考えてはいるとした。ただ検討会上においては、民主主義の原則に考えると、公選された代表者が最終的な意思決定をして、それに対し仮に役員の過半数が反対をしていたとしても、公選された代表の意見が一定優遇されるべきであろうということになっていると述べた。もちろん重要な決定であればその後更に公選議員の審判を受けることにもなるかと思うとし、それでもそこで賛成を得られるということは、公選された議員並びに塾生代表がそうあるべしとしたということになるので、公選を優先するべきではないかということで検討会では話題が上がっているとした。また同時に、ある意味これは少し暴論的な話かもしれないが、役員の人事権は塾生代表が握っているので、あまりにも変な形で対立を仰ぐような役員がいるとなれば、おそらく塾生代表的には解任の手続きに入るのではないかというふうに考えていると述べた。

逆に言ってしまうと、それが妥当な解任なら先ほども言ったように公選議員側での審判も受けることになるので、原則として権限は塾生代表に集中している部分はありつつも業務は分散しつつ、各役員が決定をしたとしても、最終的な全ての責任はどちらにせよ塾生代表にあるということで検討会の結論は一致しているとした。つまり、財務役員が単独で承認をしたとしても、任命・指名責任というのは最終的に塾生代表にあるものなので、責任と権限というのは表裏一体であるという考え方から言うと、検討会で厳密に定義はしていないものの、最終的に役員会または役員の多数と塾生代表が対立するという場合になったとしても、それは原則としては塾生代表の意見が優先されるが、その後公選議員の審判もあるため、塾生代表の一存で全てが決定されるわけではないという形で制度設計がなされていると締めくくった。

上原は、他の質問に関しては、自身の誤解を含んでいた部分であったため、この場ではこれで質問は以上とさせていただくと述べた。

藤村は、文化団体連盟本部に意見を求めた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長代理 山本琉仁は、代理出席をしているので、少し的外れであったりした場合は恐縮だが1点質問があるとし、財務、広報、法務などの専任の主管となった場合、結構業務が立て込むことが予想されるが、主管の下に業務をお手伝いしてくれる人などの存在は想定しているかと質問した。

山田は、現在、全塾協議会の塾生代表において、塾生代表の業務としてはある意味この分掌された全てが私の職務として降っているわけだが、もちろん現状においても私1人で獅子奮闘で頑張っているわけではなく、全塾協議会事務局の事務局員の皆様と一緒に活動している次第だと述べた。そのため、原則として、財務室や広報室、法務室というような形で設けられるところには、担当の事務局員が配属されることは予想しているし、その構成については現在未定であるとしたが、あくまでその担当役員が全てを業務上背負うのではなく、担当役員の最大の職務は決定をすることであると考えていると説明した。

塾生代表も同様で、最終的に意思決定をすることが職務ではあるとし、現状カテゴリーを9つほどに

分けたが、9つの事象に対して最終決裁が1名に集約するために、決裁待ちが大量に発生するというような現象があるため、少しでもその決裁待ちを減らすという意味に近いと述べた。例えば財務については、書類をつくったりするのがメインの職務ではなく、こういった形で財務書類を作成するがよろしいかという質問に対して良いか駄目かを回答するというのが一番の仕事になると説明した。もちろん手を動かしてしまいたいというような役員もいらっしゃると思うので、それはうまく分担しつつだと思うが、現時点においては役員の他にも何らかの方が配属されると想定しているとした。

かつ先ほどご説明が漏れたが、主管並びに必要なに応じて共管、つまり共に働く人を設置することにはなると思うと述べた。つまり、例えば野田議員に広報の主管をやっていただきつつ、荒井議員に広報の共管をやっていただくことで、メインはもちろん野田議員で進めていただくが、野田議員としては荒井議員に適宜意見も仰ぎながら、かつ自分の職務が忙しいときは今の時期は広報は荒井議員におまかせしますというようなこともできるように、制度設計をしていく予定だと説明した。そのため、現時点においては1名で行うわけではないと述べた。ただどういった方をどれくらい配属するかについては現時点では未定であるとした。

藤村は、体育会本部に意見を求めた。

体育会本部主幹 野田稜雅は、私も新任というところで少し勉強不足なところがあるが、あらかた皆さんと同じような意見で特に思ったのは、上原さんがおっしゃっていたところと同じだとし、意見が対立した際の厳密な定義はまだされてないということだったので、そこをもう少し深掘りし、再度検討会で進めていただいたほうがよろしいのではないかと思ったと述べた。

藤村は、規則の改廃等はいかがですかと質問した。

野田は、そちらに関しては、深く知れてない部分もあるので、私からこの場では明言は控えさせていただきますと述べた。

藤村は、私から1つ質問があるとし、例えば塾生代表は団体の代表を兼ねたりできないというようなものがあると思うが、公選議員に対しての縛りは何か議論されているかと質問した。

山田は、おっしゃる通り、いわゆる服務規程ならぬいわゆる兼任規定については、当然に塾生代表と公選議員が兼務することは想定されてはいないが、かなり塾生代表を準用する形になるのではないかというふうには考えていると述べた。つまり所属団体の代表者や事務局長といった既に公的な職務に就かれている方については、場合によっては利益相反等になってしまい得る可能性が当然に存在し得るので、現時点では塾生代表を準用することになるであろうと想定しているとした。厳密に話し合いをしたわけではないので、この段階での私の発言が検討会の総意というわけではないと付け加えた。

藤村は、それから規則の改廃についてだが、大方荒井議員と意見は同じで、実務的な観点から役員会が改廃を行うのがよかろうという意見だが、やはり規約に関しては一般塾生について触れているところもなくはないというところで公選議員も発議権はあってよかろうと思うと述べた。大方の方針としては引き続き検討会で詰めていただくということでよろしいかと質問した。

山田は、その他にも進めなくてはならないこともあるので、現時点でおおよそ決まっていることについては路線として確定して良いかどうかを知りたいと述べた。私のほうで議決の草案を作ったのでチャットをご覧いただきたいとし、「2023年10月期定例会で第17番項に基づき決定された検討会結論を議会としては受け入れる。検討会にて決定されていない諸規則の改廃権、上部団体の決定権限、議会の定員に満たない際の議会開催の有無について、基本方針の案を策定する検討会を開催する。なお検討会の構成員には2023年10月期定例会第17番項に基づき決定された検討会の構成員と同様とした。」という先ほ

どまでの議論を反映したものになっていると説明した。

これでよろしければこれに則り議決をとるとした。大変苦渋だが、よりによって僕を除く検討会の構成員は全員欠席しているので、追って大変なブーイングが来る可能性はあるが、面子を見るとおそらくむしろ検討会に名前が入っていないことのほうが追って何かを言ってくる可能性もあるので、三河議員、市川議員、後藤議員並びに私が構成員として進めるのが安全牌ではないかというふうに考えてはいると述べた。そのうえで、もし、僕もやりますというようなことがあれば、名乗りを上げていただければというふうには思うとした。もちろん先月期から申し上げているように、議員の方においては原則として検討会の開催日は共有されるし、その際には任意での参加権もあるので、今の段階で名乗りを上げないと参加できないというわけではないと付け加えた。

藤村は、このチャットに送られた文章については、何かご意見ある方いらっしゃいますかと質問した。

荒井は、こちらの議決案には、検討会を開催することしか書いていないが、その結果を12月に持ってくるといったことは明記しなくていいのかと質問した。

山田は、大変恐縮だとし、そちらは明記をする必要があると考えるとした。それ以外についてもご意見があれば同じタイミングで修正を図りたいと思うので、ご意見を賜りたいと述べた。

上原は、意見ではないが、一応検討会の構成員について市川議員のほうから信任を得ているので、引き続き検討会に出席させていただくと述べた。

藤村は、役員会と所属団体および特別委員会との関係性や、上部団体の決定権限に含まれるかもしれないが上部団体の定義等は含まなくていいのかと質問した。

山田は、説明が漏れたとし、これが深夜1時頃に作成されたのもあって日本語がもしかしたら不十分などところがあるのかもしれないが、主管を設置する分野の中に、異質なものとして団体業務監査という分野があると述べた。これを設置した時点において、役員会と所属団体間には上下関係が成立するということが明瞭に定義づけられたとした。特別委員会については特別委員会の代表者がおそらく役員になることを受けて、厳密には役員会に包含されるわけではないが、役員会の配下にあることは間違いないと述べた。特別委員会と所属団体の上下関係については、少なくとも現時点においても定めては来なかったし、特にどちらが上かを定めることにあまりメリットはないと考えているので、皆さんから特別な要請がなければ、役員会がやはり上で、その下に、所属団体、上部団体の代表者(上部団体自体も含む)となり、上部団体の代表者は、役員として出席はしているが団体としては役員会の下というような形で、執行機関としてはマネジメントされていくということを想定しているとした。

藤村は、チャットの内容で問題ないかと確認した。これに関してご意見ある方は挙手をお願いいたしますと述べた。それでは議決に移らせていただくとし、「2023年10月期定例会で第17番項に基づいて決定された討論会結論を議会としては受け入れる。検討会にて決定されていない諸規則の改廃権、上部団体の決定権限、議会の定員に満たない際の議会開催の有無について基本方針の案を策定する検討会を開催する。なお検討会の構成員には2023年10月期定例会第17番項に基づき決定された検討会の構成員と同様とした。検討会は2023年12月期定例会に方針を提出し、議会は当該案を吟味し議決をしなければならない。」という内容で賛同される方は挙手をお願いいたしますと述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

山田は、ありがとうございますと述べた。

(12) 塾生代表 執行機関の発令に係る議案

塾生代表 山田健太より、執行機関の発令に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-12-JSD に基づき説明を行い、以下のように補足した。

こちらで検討会での結論になるが、こちらは規約および規則に次ぐ拘束力を有する、塾生代表を筆頭とする執行機関が制定する規定を定義するべきで、作成・制定・定義をしようということになったので、それを検討した。検討会構成員は記載の通りだが、役職名並びに役職者名は 10 月期定例会当時のものである。

検討会結論としては、名称については様々ありましたが執行令というのがわかりやすく良いであろうということになった。執行令は、まず役員会等も含めいろいろな方が制定・改廃をしても良いのではないかという意見があったが、最終的に責任を取る人の名前で少なくとも発布はするべきだろうということで、もちろんこれは今の全塾協議会と同じように草案を作成するのが事務局であったり役員であったりということはあるかと思うが、いわゆる制定および改廃の発議者としては塾生代表であるというようなことになった。制定し施行しようとする場合、全塾協議会に所属する者（議員・特別委員会委員長・所属団体の代表者・事務局長を原則として指している）に対して制定・施行する前に通達をして、24 時間経過したのちに全塾協議会の Web サイトに掲載して、その旨を通達することによって、効力を発揮するのが良いのではないかということになった。

もちろん、通達をして 24 時間というのは、この間に様々ご意見が寄せられるかと思うので、ご意見が寄せられた中において必要に応じて、確かにそれはその通りだとなった場合は、修正をするということではなく取り下げをするというような方針になった。もし修正をして再度出す場合は、改めて変更後の内容で最初から通知をし直すという形である。改廃の場合も、制定・施行と原則として同じということでも考えた。議会との関係性に関しては、執行令が塾生代表の権利であることを踏まえて議会の事前承認は不要であるというような形にした。

ただ記載の通り、塾生代表が極めて不的確な制定を繰り返す場合は、現在と同じくまずは解任を想定するだろうし、議案資料には記載はないが、冒頭に述べたようにこれは規約および規則に次ぐものなので、当然それに対して違反をする、矛盾をする内容は制定してはならない。当然に、検討会の中においても、議会側の抑止力としては、執行令を直接差し止めるというよりは、万が一不適格な執行令が発動されたときは議会の方でそれを差し止めるような規則を制定すればよい。例えば、確実に効力をなさないのは、恒例で山田健太氏を永久に塾生代表とするみたいなことが書いてあったとしても、まず規約で毎年選挙を開催することが義務であると書いてあるため無効になる。仮に規約規則にそれが書いてなかったとしても、当然そんな暴挙は許されないとしたら、議会としては速やかに規則として、塾生代表とは任期 1 年で毎年選挙されなければならないと定めた時点で、少なくともその執行令は効力を失うということになるので、議会としてはカウンターパンチ、つまり何も執行例に対して抵抗できないということはないというような結論になった。

また、これは塾生代表の権限が強化されるのかどうなのかということについても検討会のメンバーで検討した結果、既に塾生代表には所属団体等に対し監督権や監査を送り込む権限をすでにさまざま有している。しかもそれを現状公文書で発行することなく、命令を発動することができるという極めて強い権限を既に有している。つまり、私が口頭で特定の団体ないし全体に対して、明日から特別支出は一切認めませんと言っても効力は有してしまう状態が既にある。むしろこれについては、特に全体に対するよ

うな命令を出す場合は、むしろ原則としてこちらの執行令を記入していただくというフローをとることにより、明瞭かつ指示が違えることがない一般の業務命令と呼ばれるものは、やはり記録が残らなければならない。もちろん簡便なものは別だと思う。この荷物をここに設置するので、何とか許可をいただけないかというようなレベルのものから、いわゆる財務の支出の許可不許可に至る基準であったり、皆さんに様々お願いしている施策、例えば団体内での Slack や Google ドライブの導入は、団体の中でしっかり情報管理を永年的にしていきましょうというような私の方針に則って行ってもらっているが、そういったことも議会の場で報告をしたり、Slack で一時的に書いたりしているが現状ホームページ等に所属団体の皆さんに宛ててそういう文書を公開していることがない。

そういったことを勘案すると、逆に塾生代表が変わったからといっても継続するべきところは継続するべきであるし、塾生代表の方針によって変えられるようにしつつ、しっかりとその辺を明文化しているということ念頭に考えた執行令である以上、特にこれによって権限が極めて強化されることはないであろうというふうに検討会としては結論づけたため、特段の差し止め等についての条項は設けなくてよいというふうに考えている。

この後規則を制定する運びになると思うが、その後定例会においては予定していないが、最終的に塾生しか改変できなくなる規約にしっかりと執行令の制限、つまり規約規則に逆らってはいけない、もしくはその他一般的に見て人権剥奪するようなことは書いてはいけないといった至極当たり前のことは、今後規約の方にも明記をしていくべきであろうという結論にはなったので、もちろんこの簡易に触れることの簡易というのは別に緩くかけということではなく、ちょうど先月期から上がっている通り規約が塾生によって変えられることになることによって簡単に変更はできなくなるので、規約としてはできる限りスリムな方が、抽象論的な、いわゆる日本国憲法のように日本国のことは全部書いてあるが条数としては非常に多くはない。同じように、基本方針と権力者を制限する要件だけをスリムに書くという意味で簡易にと記載をしているだけなので、そこについては補足しておく。

芝学友会会長 荒井大輔は、個別具体の所属団体等に対する執行令は明記され文書化されて、一種の命令としてなるものなのかを確認した。それに対して山田は、以下のように回答した。

例えば何回も口頭で伝えているのに、いつまで経ってもやらないという場合においてはもしかしたら一度明文化してしまった方が抑止力になるだろうというような意思決定もあるかもしれないが、現時点においては対象を劇的に絞った檄文のようなものはそこまで対象には想定はしていない。ただ、必ずしも所属団体全体に該当すると言われるとその通りではないとは思っており、所属団体も、例えば学園祭を運営している団体と、建物を管理している団体では当然活動内容・事業内容が異なるので、例えば文化祭を運営している団体への執行令はもちろん書く可能性はあるので、一定制限をした上で書くこともあると思っている。

もちろん今後、全て私から指示が出るときに全部公文書のような形で、芝学友会はホームページが汚いからホームページを綺麗にしなさいというようなことをいちいち Web サイトに書かれると、それは心理的にストレスになるということについては理解はしておりますので、そこまで想定しているわけではなく、どちらかという中長期のこと、つまり本当に超短期的にホームページを直すことや、掲載依頼をすることではなく、例えば長い間にわたって、全ての団体において、その団体の約款や規約の掲載依頼をすることであれば執行令に載せるだろうが、例えば全体としてホームページ作成時に HTML を使うのをやめて、CMS ツールである Wix や Jimdo などを使うことを奨励するといったレベルであれば、もしかしたら書かないかもしれないし、そこは追ってケースにもよると思う。実際執行令を議論する中においても、

対象を絞るかどうかについて話し合いがあった。例えば、所属団体だけに限定するのかという議論があったが、対象を制限するというのは非常に難しいという結論に至った。例えば所属団体に対する一部の制限の場合、さらにその傘下団体に影響しないとも限らないし、さらにその団体が運営する事業に参加する一般の塾生にも影響が出ると言われるとそれはそれまでなので、一般の政令・条例等の執行機関側が制定をするような、一般に通っているものを参考にし、内容に制限をかけるというよりは、規約と規則の下であるために、規則等で抑止し続けるという形が一番無難であろうというような結論に至ったので、そのような形で現在は審議された。

そこで荒井は、所属団体側から、自分の団体に対して命令を出して欲しいという話はあるか質問した。それに対して山田は以下のように回答した。

様々な状況が考えられると思う。先ほど申し上げたように最終的な責任が塾生代表によって定められるだけであって、例えば役員会や議員の発議によって、こういったものを定めた方がいいのではないかとといった提案もあると思う。ある意味、自団体の引き継ぎ強化のために記載をしてほしいといった文脈ももちろんあると思う。やはり皆さんも、おおよその団体がやはり1年に1回変わっていく中において、上部団体としてやらなければならないことが明文化されていることは、一定ありがたい側面もあると思う。そういった場合にはむしろ皆さんの方から、例えば今我々はこういった業務を塾生代表から任されているが、そういったことを執行令の方に明文化していただくことで、よりクリアに我々の役割が明らかになるので、お願いできないかというようなことはもちろんあると思う。それが単純に個別の団体に該当するパターンももしかしたらあるかもしれないし、それはケースバイケースだが、現状は制限しているわけではないので特定の団体に対して発布することもできるだろうし、相談に乗って塾生代表が究極的には団体側の方から草案を出してもらって、最終的に塾生代表が署名してこれを発布するというルールにもなっている。

全国慶應学生会連盟常任委員会委員長代理 上原叶大は、以下のように提案した。

先ほどの質問でもあったし、検討会の中の議論の中にもあったとは思いますが、執行令ということで命令というふうになると思うので、明瞭性を担保するのはいいと思うが、その書き方に十分な配慮を設けないと誤解を生んでしまう可能性があると思うので、そちらに関して何かしらガイドラインのようなものを設けておくべきではないかと思う。内部事情をもろに書くようなことであればその団体の名誉を蔑んでしまうことになる可能性や、強い言葉で執行令を出したときに、塾生代表が横暴だという誤解を招いてしまう可能性もあると思うので、それは規則に則っていると明示したり、そもそもこの執行令自体が、監督権によって担保されているものであると伝えたりする処理が必要だと思う。

そこで四谷自治会会長 藤村悠哉は、規約に盛り込む点と規則を設ける点がそこにあたると思うと述べた。さらに藤村は、執行令は今後役員会も絡んでくるのか質問した。それに対して山田は以下のように回答した。

役員会を通さなければならないとするかどうかについて検討会内で議論があったが、必ずしもそれほど大がかりなこととも限らないよねということも逆説的にあり、この24時間という数字は場合によっては結構早めに指示を出したいというケースと、とはいえそれが2秒とかで発表されると全員の確認が間に合わないかもしれないというケースも踏まえ、原則としておそらく、ここに書いてある通知とは別に役員の方には頭出しされることは念頭に置いてはいるが、ルールとして明言はしていない。役員会との関わり方については、現時点では明言はしていないが、役員によってこれが定められるのは違うだろうという結論になったので、あくまで何かしらルールというのを定めるのは、やはり何かしらの根拠が相

応に必要で、それはその定める人・機関の正当性にかかなり依存するので、そういう意味ではその選択肢は残しつつ、あくまでこれは草案なので、誰が草案を作るのか、誰が提案できるのか、という点は濁してある。本来、提案をすることがあまりなかいであろう一般の塾生や所属団体構成員からもしかしたら上がってくるような形で定めて欲しいというのも、別に否決をするものではなく最終的には塾生代表の判断で制定してくれということ想定している。

逆に役員会で止められるようにすることについては、先ほどの役員会の議論の中で上原さんからご指摘があった通り、相反した場合は塾生代表が優先されるべきであるという前提に基づいて考えると、役員会に見せてくださいと書いてもよかったが、これについては11月期定例会時点で定義をしろという命令が出ているので、現状まだ役員会が存在しない形で定義をすることを我々としてはせざるを得なかったもので、現時点ではそういう表現になっている。今後に関しては、役員会等の検討の方でおそらくこの新たに作られた執行令の、例えば管理の主体や先ほどあった分野の中に担当の役員を設けるのかどうかという議論を進めていくことになると思う。上野さんの方のご説明としては、藤村議員からもご説明があった通り規則というよりは規約でおそらく塾生代表の権限ないしは職務という項目が既にあるので、その中に盛り込んでいく形を想定している。

そこで藤村は、役員会が今後作られるにあたって塾生代表の業務を一部分掌されるものという話だったが、例えば役員会からの要望を代表に提言し、代表はそれを執行令として発布するというのも十分考えられるということか、確認した。それに対して山田は肯定し、以下のように補足した。

塾生代表の業務を分掌させるという役員会の性質は、結局全塾協議会としてはある意味重要なフェーズに入っているわけであり、学生自治のあり方が今取り直されていると認識しているということは特に古くからいる議員の方とはかねてよりお話していることだと思うが、その中において、塾生代表というよりは全塾協議会の執行機関として、塾生に全塾協議会の存在意義を認めてもらい続けるためには、一定業務をし続けなければならない。

ただ、塾生代表の職務は決定することであるので、必ずしも手を動かすのが得意な人が当選するかどうかはわからない。私が手が動かすのが得意とまでは主張するつもりはないが、手が動かすのが極めて苦手な人が来る可能性はあると思う。例えばルールに疎いような人もいると思うので、そういう人が来たときに、むしろ毎年選ばれる役員の方皆さんで、期待値でいうとおよそ半分程度の人が、かなり関わる時間があったり相応のスキルセットを持っていたりする方がつく可能性が十分にあるという意味で、役員会を設置し支えていくということではある。

全塾協議会 議会は、本内容および今後塾生代表および事務局で施行令の制定に係る規約を定めていくという方針を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。続けて山田は、本結論に基づき、執行令の発布に関する規則案を事務局並びに塾生代表で作成し提出をしなければならないということになるので、今それを提出することを認めることを藤村に依頼した。藤村はこれを認め、23番項として執行機関発令制度施行規則に係る議案を追加した。

(13) 塾生代表 会計年度に係る議案

塾生代表 山田健太より会計年度に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-13-JSD に記載の通り説明を行った。山田は、現在全塾協議会のものを含め、所属団体、特別委員会、事務局の会計年度が、統一されていないことを指摘し、事務局に負担がかかっていると述べた。また、1月は始まりの人はこれ、

4月始まりの人はこれというように分散しなければならず、これが財務管理の手引きを分かりにくくし、ページ数を増やしている要因でもあるとした。同じタイミングにそろっていれば、縦のつながりとしての団体内の引継ぎはもちろん、横のつながりとして全塾協議会所属団体間での情報共有も速やかにできるのではないかとし、これについて議論をするため本議案を提出したと述べた。また、仮に規定したとしても、1年後すぐにはではなく、最速で行うことができても再来年以降になるとは思っていると述べた。団体によって会計年度が1年だけ短くなったり、長くなったりすると考えられるが、幅を設けつつ、やっていくことにするとした。

そして、今回本議案を提出したもう一つの背景として、現在、全塾協議会内では、財務処理を楽にすべく、freeやマネーフォワードに代表されるような財務会計システムの導入を進めていることがあるとした。先ほどの卒業アルバム委員会の例のように、財務担当者が増えれば増えるほど、実務の把握は難しくなるため、財務担当者レベルにおいても楽に管理ができるよう、現在は、構成員にアカウントを与えて構成員から審議を出して、当該の財務担当者もしくは代表承認をしてもらって、特別支出が必要ならさらにそこから一段、というようなシステムチックな形を想定しているとした。

このシステムの導入の上で一番厄介なことが、会計年度が異なることであり、どのシステムをもってしても対応することは難しく、いろいろな会社に問い合わせても、団体間で異なるものを処理することは想定していないとの回答が返ってくると述べた。それはその通りであるため、我々の方で検討した結果、今現状1月始まり、12月終わりの団体が一番多く、大学生の生活に照らし合わせても、12月から1月のタイミングをまたぐことは、不利益を被る人はゼロではないが、それほど多くないという結論に至ったと報告した。

今まさに来週三田祭があるが、大体12月までに一区切りする。1月は試験やレポートがあるため、それほど精力的に活動はしないことを考えると、入試に関する事業や卒業生に対する事業は少しあるかもしれないが、12月から1月をまたぐ時期に事業が継続している可能性は低だろうと推測した。例えば、全ての団体を10月締めめに揃えた場合、三田祭に関わっている団体は、11月の三田祭に向けて8月、9月で準備するため、どちらの年度に予算をつけるのが正解であるかという問題が生まれることがあるため、事業が年度をまたぐことは避けたいと述べた。1月始まり、12月締めであれば、ゼロではないが影響を比較的少なくできるのではないかとした。2月始まり1月締めという意見もあったが、あまり聞いたことがないため、もやもやするという話があるし、4月からにすると、新歓の兼ね合いもあって、多くの事業が年度をまたぐことになる。3月始まりも2月始まりと同じ理由でもやもやするという意見を述べた。また、もやもやするというのがメインの理由ではないが、分かりやすさの観点からも、年初から今年の終わりまでにすると書類が非常にわかりやすくなると述べた。先ほど全塾協議会の補正予算案を出したが、2023年度予算案というのは、23年10月から24年9月末日までで、日付としては24年度の方が多いいったことが多くあるわけで、皆さんもいろいろな形で全塾協議会に関わると思うが、毎年予算を協議する時に、23年度予算はこの団体は何月始まりかということで頭を混乱させているため、皆さんからも所属団体を説得していただく気持ちになって、1月から12月に変更したいという提案するための議案であることを再度確認した。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、本件について質問がないか確認した。芝学友会代表 荒井大輔は、

自団体が4月始まりであるため、12月締めの流れがわからないが、その場合、決算書類の提出はいつ頃であるか質問した。事務局長 佐々木菜緒は、決算書類の提出は会計期末から2ヶ月後を目安にしているため、12月締めの場合は、2月か3月に提出してもらうことになるかと回答した。山田は、重ねて申し上げると、それ自体は我々が定めているルールであるため、変更することは可能とした。しかし、現在12月締め団体が多い理由の一つが、大学生の個人のスケジュールとして、4月始まり、3月終わりの年度で回っている方が多く、4年生が財務を務める団体は、卒業をまたいでしまうと、3月締めの団体は連絡を取れなくなるケースが発生することを指摘した。これを、1月から作業を開始することで、何とか卒業まで食いつないでおくことができるという合理性も踏まえた数字であることを説明した。

藤村は、今の説明だと、システムを使用しない傘下団体については適用する必要がないと思うと意見を述べた。山田は、傘下団体の管理は各所属団体に任せているため、その負担は各所属団体で判断すれば構わないが、システムに相乗りを希望するのであれば、統一を要請するものであると回答した。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長代理 山本琉仁は、現在構想しているシステムには何団体まで可能か質問した。山田は、簡単に答えると、900ユーザーまで値段が変わらないシステムとなっており、例えば所属団体の方には、最低でも、財務担当者作業用、役員クラス閲覧用、そして構成員用の3つのアカウント発行しようと考えているが、その時点で300枠は存在することになると伝えた。もちろん事務局や塾生代表、そのほか役員に就任した方にアカウントを発行することはあると思うが、同じように分配するにしても、現状私の想定だと、全ての加盟を足しても、傘下団体は200前後のため、現在財務を管理していない体育会を含んでも、200程度を想定しているとした。全塾協議会所属団体が26、特別委員会を含んでも30程度であるので、理論上はすべて納めることができるという想定の下で、後藤議員を含めた各加盟団体には相乗りする提案を投げているフェーズであると述べた。しかし、精査した結果、所属団体であれば、頑張っただけで対応するというコストをかけることはできるが、ばらばらである傘下団体をこちらで対応するのは、事務的にこちらの業務をひっ迫するため、塾生代表として容認できるものではないと述べた。

藤村は、特別委員会もこれに含めるのか質問した。例えば、選挙管理委員会は12月に塾生代表選挙を行い、そのまま12月に締めるとなると、後処理が1月にもつれ込む可能性も考えられると指摘した。山田は、あくまで今の進んでない状況が前提となるが、特別委員会の会計を整理するべきという意見は出ていると述べた。それは、年度ごとに発足するにもかかわらず、口座は引き継がれるという特殊な仕様になっており、現実と乖離している部分があるからだが、今回役員に入ったことで、一定の常設化が図られるだろうと推測した。それに伴って、財務面でも状況が大きく変わることは想定しているとした。

過去に上がった事例だと、特別委員会がそもそも塾生代表などを中心に執行機関側で必要だと思う事業に対して設立され、その監督の下、特別委員会は一切の独立を持たず活動している団体になると述べた。このような特殊な性質がある中で、塾生代表に依頼されて行っている事業であるのに、こういうのがやりたいというように予算案を持ってくるという承認のフロー自体もいびつであると述べた。この構図がいびつさを生んでいる側面もあり、また、命令的に行われるものに対して、予算

の交付の申請を所属団体と一緒に行うということ自体にも違和感があるため、特別委員会に関してはそもそもの性質が変わるということを前提に想定の外においてほしいと思っていると述べた。そして、特別委員会はそもそも他の所属団体に比べても会計支出項目が少なく、簡便なものも多く、また、全塾協議会の関係者が運営に梓割っているため、仮にシステムを使わなくても被害が少ない分野の一つであると述べた。今回のことを中心に特別委員会のやり方を考えたり、逆に特別委員会の在り方を考えたりしてこれに反映することもできるが、どちらにしても特別委員会の制度が変わるので、いったん念頭から外してほしい旨を述べた。

藤村は、リーダーズキャンプで毎回ネックとなる会計年度が走り始めて交付されるといった統一はこの場で行わなくてもよいか聞いた。山田は、各団体の事情があるため、無理やり一撃でとは言わないものの、予算審議の段階で既に走っているというのは、他の団体からも指摘を受けているが、デフォルトの制度から考えると、現状矛盾を孕んでいると述べた。そのため、これについてはこのタイミングとセットで、再来年からやるにしても団体によって処置が変わってくるというのと一緒ではあると思うが、予算案の提出時期を段階的にゆるく続けていくとか、暫定的な円滑処置などの方策は考えていく旨を述べた。当年度で出している団体については、1月始まり12月締めで困るところはそこまでないではないかとの考えを示した。

藤村は、基本的に1月から12月までという会計年度で統一していく方針であり、特別委員会については、別途考えていく。また、当年度会計、次年度会計など、予算と交付の時期のずれはあると思うが、今後整理していくということで、別途検討会案件でもいいと思うが、異論はあるか代表を含め、他の議員に尋ねた。

山田は、今回について、かなり所属団体監督業務に近い事実もあり、議会よりは執行機関側の話でもあることを述べた。昨今皆さんに検討会の負担を強いている現状も踏まえて、各上部団体の代表者として協力していただくことはあるかもしれないが、塾生代表および事務局を中心に案を練って、12月期定例会で議案を提出する形でも良いのではないかと提案した。藤村は、執行機関において方針をまとめて、12月期定例会に提出することに対して、意見がある人はいないか確認した。山田は、今の議論を踏まえて、あくまで確定ではなく原則という意味で、チャットの方に「原則1月から12月までに統一していく方針とした会計年度統一案に関しては塾生代表および事務局を中心に案を策定し、2023年11月定例会に方針案を提出しなければならない。議会は当該案を吟味し議決するものとする」ことを書いたと述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(14) 塾生代表 議事録及び議案資料の公開に係る議案

塾生代表 山田健太より議事録及び議案資料の公開に係る議案が上程された。

山田は、2番項については、すでに議会運営規則に定められていることが発覚したため、1番項と3番項についてのみ議決をとりたいと伝えた。1番項については、公的な役職者である以上、どういった人間が務めているのか一般塾生に公開する必要があるのではないかと伝えたうえで、今後公開することを規則等に追加していくということでよいかと確認した。

また、3番項については、HPで公開している議事録に資料がなく、何をいつているのかわからない部

分が多いという問題について触れたうえで、議会の資料を keio.jp 制限をかけたうえで Web サイト上に公開していく方針について決定したいと説明した。特別支出承認申請を各団体が出す際に、場合によっては個人情報が大いに含まれてしまうという懸念があったが、必要に応じて事務局並びに塾生代表側でそぎ落せると認識したと説明を加えた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(15) 塾生代表 財務会計規則に係る議案

塾生代表 山田健太より財務会計規則に係る議案が上程された。

山田は、財務会計規則に極めて古い部分が含まれており、特別委員会に該当しているのか、所属団体にも影響があるかなどの影響範囲が不明瞭な部分が多いという指摘を受けており、現在全塾協議会事務局の方で作成していると説明した。手引きに載っている内容について一部拘束力が強すぎる部分もあり、そういった部分を規則で新たに定めていくということを検討したく、必要に応じて12月の定例会に提出させていただきたいと伝え、検討会に参加したい議員を募った。

これに対し、四谷自治会会長 藤村悠哉が立候補し、まず執行機関で草案を作成するのが実務上一番良いのではないかと発言し、それをもってきていただいたうえでの討論会という形で大丈夫かと確認した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(16) 塾生代表 情報管理規則に係る議案

塾生代表 山田健太より情報管理規則に係る議案が上程された。

山田は、情報管理規則が古い情報が含まれているまま放置されているため、改装改変を行いたいと伝えた。これに対して、四谷自治会会長 藤村悠哉は、素案ができれば Slack 等で共有していただいて、何か議会で意見を募るといった形でいいのではないかと意見を伝えた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(17) 塾生代表 新規事業助成制度施行規則に係る議案

塾生代表 山田健太より新規事業助成制度施行規則に係る議案が上程された。

山田は、新規事業助成制度施行規則について、原案の改正もしくは廃止を検討したいと伝えた。設立当初には予算案を修正するということは念頭におかれておらず、予算案厳守で予算案に書いていないことは絶対にやらせないという強い意志が昔はあったが、現在では予算案の再提出をすれば修正を認めますというスタンスに変わってしまったことが改正あるいは廃止の理由であると伝えた。規則の冒頭に「全塾協議会の自治会費交付金の分配後に発生する余剰金の柔軟な運用により、全塾協議会の活動更なる発展を実現すること目的とする」と記載されており、以前のように余ったお金を再度交付するという形よりは、追加の予算の承認の際に予算案の修正を認めて追加で交付を行い、団体側で処理をしてもらう方が現状に即しているのではないかと説明した。山田は、12月の定例会頃に再度審議を行い、本議案の規則の廃棄をし、開帳する財務会計規則に予算案の修正について盛り込むことになると説明した。

これに対して、四谷自治会会長 藤村悠哉は、今後新しく加盟してきた団体に対しては、粘土の途中で認めていくという方針なのかと質問し、正式に加盟した後であれば加盟規則に則って認められると認識

していると山田より返答を得た。

山田は、当時の仮加盟規則で仮加盟した団体は、事務局の監督のもと新規事業助成制度を申請できるというのがあり、すでに廃止となっていると伝えたいうえで、2021年9月30日に効力を失っているため現在では加盟団体にのみ適応されると説明した。そのため、普通に加盟している団体が追加でお金を使いたい場合には通常の運転に則っていくため、本規則はもう不要なのではないかと意見を述べ、本議案を終えた。

(18) 塾生代表 監査規則に係る議案

塾生代表 山田健太より監査規則に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-18-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は、監査規則について、特別委員会の決算が監査対象に入っていないとし、特別委員会を対象に入れたため改正案を提出したと述べた。また、山田は方針として恒常的に実施する財務監査業務監査、一時的に実施する監査を決める人たちが監査規則を改正し、12月期定例会を目安に残りのことを決定すると述べた。また、山田は監査という言葉で一次、二次監査や緊急時の監査がまとまってしまっているため、監査の区分を設ける方針でいると述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(19) 塾生代表 全塾協議会の基本方針に係る議案

塾生代表 山田健太より全塾協議会の基本方針に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-19-JSD に記載の通り説明を行った。新任者が多いため本議会で決定しなかったものであると前置きしたうえで、本議案で取り上げる内容の一項は現状予算を遵守していない団体が存在しているが、その額については1円～2円オーバーしているものと100万円以上オーバーしているものがあり、前者のような場合の対応について、二項は共済部解散に伴う全塾協議会へ流入した資金200万円～300万円の使い道についてである。山田は流入した資金について、もともとの使途の限られた資金であるとして、資金の使い道に制限のない既存の資金とは分ける必要があるとの見解を示した。そのため今回流入した資金については使途を新たに定めるべきとの方針を示した。ただし共済部のWebページは運用し続けるためその保守費用として流入資金のうち4万円～5万円ほどを支出することとした。本議案について山田は議員に意見を募った。また別件として共済部解散については執行部の方で支出しても良いのではという見解を示した。

四谷自治会会長 藤村悠哉は議員に意見を募った。

芝学友会代表 荒井大輔は予算超過の責任の所在について当該団体の代表および財務に大きな責任があると主張した。また責任の所在については規則に記載すべきとして、具体的にいくらを超えたら罰則が生じるのかについては明言を避けた。共済部解散に伴う流入した資金の使途については広く塾生に還元されるような事業に使用されるべきとの前置きの上で、特定の事業に投入するよりは何に使ったか使途が明らかになるものが望ましいとした。

全塾ゼミナール委員会委員長代理 長谷川花は予算超過や資金移転について現状どの部署が決定権を持っているのか質問した。山田は予算案については塾生代表が作成し議会が承認すると説明。移転され

た資金の使途決定権は塾生代表にあるとした。また予算超過の責任は団体にあるとした。これを踏まえて長谷川は本議案について規模が大きいため別途審議会を開くことを進言。予算超過の責任の所在を明確にするために誰が最終決定権を持っているか定めることを進言した。

全国慶應学生会連盟常任委員会委員会代理 上原叶大は予算超過の責任については明言せず、流入資金の使途については誰の目で見ても分かりやすいものとして形に残るものに使用することを提案した。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長代理 山本琉仁は予算超過した団体に対する処分について、現状は規則として定められていないのか質問。山田は予算順守の徹底が全塾協議会財務会計規則に定められている上、予算が順守されなかった場合は全塾協議会処分規則に則り当該団体の解散を含めた処分案が明示されていると回答した。これを踏まえて上原は、超過額を踏まえて都度議会で処分の是非を判断することを提案。具体的な罰則な制度については明言を避けた。流入資金の使途については、共済部から流入したものであるため共済部の活動に沿ったものにするべきと進言した。

体育会本部主幹 野田稜雅は予算超過した団体の処分について山本の意見に賛同し都度議会で処分を検討することを提案した。流入資金の使途については他議員の意見に同意している。

これらの意見を踏まえて藤村は、特に交付金財源については予算超過を認めない方針で良いのではないかと新たな見解を示した。また責任の所在については団体にあるとした。また今後、財務会計規則や監査規則の検討会で詳細を詰め 12 月期定例会に議案として提出する方針を示した。

藤村はこの場で検討会のメンバーを募った。上原は全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 市川裕也が参加可能と思われるかと返答。藤村が他議員へ参加可否を問うと荒井も検討会への参加方針を示した。

藤村は一項については荒井と市川を中心に財務会計規則に係る検討会を開くことと検討された内容を 12 月期定例会に議案として提出すること、二項についても検討会を開き 12 月期定例会に議案として提案することを山田に提案した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(20) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太より緊急執行に係る議案が上程され、塾生代表 山田健太は議案資料 20231118-20-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は始めにこの議案の提出は先月行うべきだったが、今に至ってしまい申し訳ないと陳謝した。この議案について、芝学友会から芝共薬祭にて配布するものの緊急執行の打診があったため許可を出したと山田は述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(21) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太より緊急執行に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-21-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は始めにこの議案の提出は先月行うべきだったが、今に至ってしまい申し訳ないと再び陳謝した。今に至った理由として、バレーボール大会の本番が目の前に迫っており、進めざるを得なかったためだと山田は述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(22) 塾生代表 緊急執行に係る議案

塾生代表 山田健太より緊急執行に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-22-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は三田祭実行委員会に対して事業を円滑に行うために承認したと述べた。先月からあった企画が一部不適切ではないかという件については、すでに山田が団体に指摘している状態であったが、時期が迫っており注意実施をすることが社会的に難しいということで、この企画に関して承認せざるを得なかったと山田は述べた。山田は誤解を招かないように指導していく前提で承認したため、ご理解いただきたいと述べた。

四谷自治会会長 藤村悠哉は概要に記載されている費用については事前に予算案として提出されたものということでよいかと尋ねた。山田は予算の修正もあったため予算案の修正も行い、結果として現状の予算内になっていると答えた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(23) 塾生代表 執行機関発令制度施行規則に係る議案

塾生代表 山田健太より、執行機関発令制度施行規則に係る議案が上程され、山田は議案資料 20231118-23-JSD に基づき説明を行い、以下のように補足した。

12 番項の議決に基づき、執行機関発令制度施行規則を提案する。第 1 条としては、本規則の目的を明瞭にしており、12 番項の議論の際に上原さんからもご指摘があった、監督等を明文化するということが盛り込まれている。第 2 条に関しては、本規則によって発せられる命令の全てを執行令とするというように称した。第 3 条に関しては、施行令は塾生代表制定および改廃することができるとしている。第 4 条は長いですが、要するに 12 番項で言ったことを規則の表現に落とし込んだものになっている。第 1 項は、制定もしくは改正の場合、第 2 項は廃止する場合である。改廃としたのは、もう古い執行令は取り下げることができるようにしておかないとまずいためである。第 3 項は、前述の通り途中 24 時間の間に様々な人から意見があり、確かにそうだなと思ったときに取り下げることが明文化されているというような次第である。

記載の通りではあるが、対象を議員・特別委員会委員長・所属団体代表者・事務局長に限定した。団体名とすると何か通知をしたという観点がややこしくなるので、一旦対象を人にした。その対象に対して制定もしくは改正しようとする内容を通知しなければならない。これによってある意味執行令の草案が出る。24 時間が経過した後に Web サイトに掲載する。Web サイトに掲載して効力を発揮するのではなく、Web サイトに掲載したということを知った時点で効力を発揮するとした。廃止の場合も同様で、その旨を含む通知を発した後に 24 時間が経過したときに、皆さんから意見が来ないもしくは意見が来ても十分に想定していた意見しか来てないというような場合であれば、そのまま掲載する。第 1 項第 1 号というのは、それぞれのスタートのところである。定められた通知を発した後に、内容変更もしくは当該手続きを中止したいというような趣旨が発生した場合、別に中止の旨をその発した相手に対して通知をし、当該手続きを中止できるとした。第 5 条の方に禁止事項として、執行令は全塾協議会規約及び全塾

協議会規約に基づき定められた規則に違反してはならない。執行令は制定もしくは改正された諸規則（新たに制定された、ないしは改正された場合の規則）に違反した場合、直ちに効力を失うと制定をした。記載をしておいて大変恐縮だが、第2項第1号の「議員・特別委員会委員長・所属団体代表者・事務局長（以下、全塾協議会に属する者と称する）」を、「全塾協議会に属する者」と読み替えて成立するかどうかだけご判断をいただきたい。その後修正をさせてほしい。それ以外はこの議案資料の内容でおそらく12番項で可決された内容を反映したものになっていると思う。

芝学友会代表 荒井大輔は、第5条の第2項に、その効力を失うって書いてあると思うが、失った場合に掲載されている執行令はどうなるのか、質問した。それに対して山田は以下のように回答した。

事務的に取り下げることになる。しかし、それが実は執行令を定めたい理由にも繋がってくるが、全塾協議会の諸規則が解消された後の手続きが実際今ない。そもそものWebサイトで載せるとも書いていない。そういった状況を、別途執行令で、全塾協議会規約規則施行令が効力を失った場合全塾協議会は抗告をするという執行令を今後定めていくということになる。それを厳密に書き出すと、違反と書いてあるがいわゆる超越してはならないというような表現が必要なのかどうかもおそらく議論になってくるだろうし、通知の方法が電子的なのかアナログな媒体なのかSlackなのかメールなのかということも現状明文化していない。それは今、おそらく所属団体にしても議会にしても困ることがある。どういうコンセンサスのもとに運営していくのが良いのかということだと思うので、別に今すぐそこにその効力を失う、取り下げろと書くのであれば書いてもいいが、私のイメージとしてはそういう細かいところがどんどん今後執行令で定められていく。

今、全塾協議会の規則規約の効力を失ったものは掲載をするのかはある意味取り下げた方がいいとも限らなくて、過去に効力を発揮していたものは掲示しておくべきという見解もある。取り下げしてしまうと、例えば効力を発揮していた期間に例えば皆さんがそのルールに則って何かをした場合、何でこの時期にこの団体はこれをこんなにやっていたのだろうということが不明瞭になる。しかし執行令のアーカイブがWebサイト上に残っていると、その理由がわかるという解釈もあるので、とりあえず大事なことは、横柄なものが成立し執行令が暴走してしまっても、それを議会が頑張って守ったときに、皆さんがそれに従う必要がなくなるということが明記されていれば、ここは法治国家なので効力を失ったものについて束縛されるいわれはないとちゃんと抵抗できる、ということが明記されていることである。

また、これは前回私が議会運営規則の草案を提出したときにも聞かれたのだが、この規則の改廃について定めなくて良いのかという質問があるが、全塾協議会規約にはそもそも議会の議決によって細則等を定めたりすることができるというように書いてあるので、そもそもここにわざわざ記載をする必要はないであろうというふうに解釈しているので記載はしていない。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、この規則はいつから施行されるのか質問した。それに対して山田は以下のように回答した。

一般には議決をされたら、何か特例の議決書を付さない限りはその瞬間をもって施行されるが、何かきくと山田健太のことだからもう執行令を作っているだろうと期待している皆さんがいたら大変恐縮だが、まだ基本白紙なので急に今日発布されることはない。12月以降、塾生代表を3年間務めた者としていろいろ制度改革をしてきたものの不文律で今進んでいるものもある点について、議員や所属団体の方からぜひ明文化をしていただきたいということを要請されているので、必ず私の任期期間中にそういったことはこの執行令を介して、定めさせていただこうと思っている。効力は12月1日からでも困らない。

藤村は、執行令が記載される場所は、Webサイトにまた新しくページができるという認識ですか、そ

れとも規約規則と一緒に記載されるのか、質問した。それに対して山田は、それは事務局広報部と相談をしながら、ちょっと適切な場所を検討するが、ルール系は一覧になっていた方が見やすいという見解ももちろんあると思うので、見やすさ・改編しやすさ・編集しやすさを勘案して決め、また執行令で定めさせていただくと回答した。また荒井は、執行令 1 つ 1 つに通し番号をつけるのか質問した。それに対して山田は以下のように回答した。

同じことは私も考えていて、改廃も含めて膨大な量になることは想定はされる。膨大といっても 1,000 までいくはずではないが、もしかしたら 100 を超える可能性は 0 ではないので、そう考えると通し番号があった方がよかろうということはもちろん考えてはいる。しかしあまり通し番号を設けるなどは規則には書くものではないとは思っている。規則に書くと、通し番号の定義を今からみんなで話し合うことになるので、改正したら番号が変わるのか、何かスラッシュなどの記号をつけるのか、そういう議論をこの場でするくらいであれば、それもまた執行令に決めていくというような趣旨でいいのではないかと理解はしているが、通し番号で定めるのがいいのか、影響力の広範で順番を決めるのがいいのか、掲載順も含めて事務局広報部と議論をしながらあの進めていきたいというふうには考えている。おっしゃる通り確かに通し番号という概念は非常に必要であるというふうに認識しているので、何らかの形でそういう配慮をする。

そこで藤村は、特別支出許可番号のような番号を付すことを提案した。

全塾協議会 議会は修正案を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

8. 連絡事項

i. 次回全塾協議会定例会について

塾生代表 山田健太は次回全塾協議会定例会を、12 月 16 日(土)の 13 時から日吉キャンパスにて開催すると報告した。

ii. 全塾協議会 Slack ワークスペースについて

事務局長 佐々木菜緒は、今月期から全塾協議会 Slack ワークスペースからの削除予定者を公開する方針となったと述べ、削除予定者を報告した。また先月期より、議員代理のアカウントは当日削除する方針となっていると補足した。

9. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。